面会交流調停の申立てについて

１　はじめに

面会交流とは、離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。

面会交流の具体的な内容や方法については、まずは父母が話し合って決めることになりますが、話合いがまとまらない場合や話合いができない場合には、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、面会交流に関する取り決めを求めることができます。調停手続を利用する場合には、子の監護に関する処分（面会交流）調停事件として申立てをします。

この手続は、離婚前であっても、両親が別居中で子どもとの面会交流についての話合いがまとまらない場合にも、利用することができます。

子どもとの面会交流は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるので、調停手続では、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を考えて、子どもに精神的な負担をかけることのないように十分配慮して、子どもの意向を尊重した取決めができるように、話合いが進められます。また、面会交流の取決めに際しては、面会等を行う際に父母が注意する必要のある事項について裁判所側から助言したりします。

なお、話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

２　申立てに当たって必要なもの

⑴　家事調停・審判申立書（子の監護に関する処分（面会交流））（裁判所提出分と相手方送付分（コピー））
⑵　事情説明書
⑶　送達場所の届出書　　※⑴～⑷は必要事項を記入したもの
⑷　進行連絡メモ
⑸　未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（原則として、発行日から３か月以内のもの）
⑹　収入印紙　未成年者１人につき<u>１２００円分</u>
⑺　郵便切手　<u>合計１２５０円分</u>（<u>内訳：１４０円×１枚、１００円×２枚、８４円×５枚、５０円×５枚、２０円×５枚、１０円×１０枚、５円×５枚、１円×１５枚</u>）

※　審理のために必要な場合は、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

３　申立書の記入の仕方について

この説明書及び記入例を参考にしてください。

４　申立人と相手方について

両親のうち調停の申立てをする方が申立人となり、他の一方が相手方となります。

５　申立書等の提出先について

提出先は、原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所です（分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。）。申立人と相手方との間に、これと異なる家庭裁判所で調停をすることの合意があれば、その合意した家庭裁判所でも調停ができますが、この場合には、申立人と相手方が作成した「管轄合意書」という書面を提出してください。

６　申立て後の手続について

調停の申立てがあると、調停委員会が、両親双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。

家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

７　問い合わせ先

〒５４０－０００８　大阪市中央区大手前４丁目１番１３号
大阪家庭裁判所　家事受付係　　電話０６－６９４３－５７４５

R5.9.15